地方厚生(支)局医療課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」の一部訂正について

下記の通知につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

・「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」 (令和3年3月5日付け保医発0305第1号)(別添)

「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和3年3月5日付け保医発0305第1号)

正

1~4 (略)

5 関係通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)の一部を次のように改正する。

別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1)中「及びブロスマブ製剤」を「、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤」に改める。

別添3区分01(5)イ中「及びブロスマブ製剤」を「、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤」に改める。

(削除)

1~4 (略)

5 関係通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)の一部を次のように改正する。

別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1)中「及びブロスマブ製剤」を「、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ マルファ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤」に改める。

別添3区分01(5)イ中「及びブロスマブ製剤」を「、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤」に改める。

__ <u>別添 3 別表 2 中「及びブロスマブ製剤」を「、ブロスマブ製剤、</u> アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、

<u>(削除)</u>	 アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤」に改める。 別添3別表3中「ブロスマブ製剤」の次に「アガルシダーゼ アルファ製剤」、「アガルシダーゼ ベータ製剤」、「アルグルコシダーゼ アルファ製剤」、「イデュルスルファーゼ製剤」、「イミグルセラーゼ製剤」、「エロスルファーゼ アルファ製剤」、「ガルスルファーゼ製剤」、「セベリパーゼ アルファ製剤」、「ベラグルセラーゼ アルファ製剤」及び「ラロニダーゼ製剤」を加える。

(下線部分が訂正部分)